

東日本大震災についての緊急会長談話

去る3月11日、東日本大震災が発生しました。マグニチュード9.0という観測史上最大級の巨大地震は、激震と、それに続く大津波・大火災・爆発によって、大きな被害を生み出しました。理不尽に亡くなられた方々のご冥福を衷心からお祈りしますとともに、今もまだ安否不明な方、孤立して救助を求めておられる方やその家族、家を失い避難所におられる市民の皆様に、心からお見舞いを申し上げます。現在、厳しい環境におかれている被災者の皆様の救援、生活支援が早急になされ、インフラの復旧などが進められ、被災地が1日も早く復興することを祈ってやみません。

当会は、今回の大震災を受け、ただちに災害復興支援委員会の活動を開始しました。

災害からの復興を目指す過程では、多くの法律的な問題や権利侵害が生じます。

阪神・淡路大震災を経験した当会は、その経験を生かし、被災地の市民の皆様や弁護士会の要望を真摯に受け止め、日本弁護士連合会やこれらの弁護士会と共に、被災地の法的支援と被災された市民の権利回復のために、できる限りのことをする覚悟であり、その決意を表明する次第です。

2011年（平成23年）3月14日

大阪弁護士会
会長 金子武嗣